

## (公財)福島県国際交流協会への寄附金等に対する税制上の優遇措置について

(公財)福島県国際交流協会

当協会は、公益財団法人(特定公益増進法人)として認定を受けておりますので、当協会への寄附金等(賛助会費及びうつくしま地球支援募金)は税制上の優遇措置があります。

### <特定公益増進法人とは>

公共法人、公益法人等その他特別の法律により設立された法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与する法人のことをいい、公益財団法人も該当します。

### ■所得控除

特定公益増進法人に対して寄附をした場合、以下の金額が所得から控除されます。手続きには確定申告が必要となりますので、詳しくはお近くの税務署へお尋ねください。

個人： 寄附額から2千円を差し引いた金額が、個人の所得から控除されます。

(注) 寄附額は、本人の所得の40%相当額が限度となります。

法人： (所得金額の5.0%+資本金等の額の0.25%)×1/2を限度として、損金算入することができます。

### ■税額控除

本寄附金は、税額控除の対象となる場合がありますので、詳しくは各市町村へお尋ねください。